

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

	平成10年6月17日	自保第128号の2
改正	平成16年4月7日	国自総第 13号
改正	平成17年3月31日	国自総第549号
改正	平成18年3月31日	国自総第597号
改正	平成19年3月23日	国自総第554-2号
改正	平成20年3月14日	国自総第482号
改正	平成21年5月18日	国自旅第 37号
改正	平成22年3月19日	国自旅第327号
改正	平成23年3月25日	国自旅第229号
改正	平成24年3月30日	国自安第 96号
改正	平成25年5月15日	国自技第 15号
改正	平成25年7月30日	国自技第 78号
改正	平成26年6月19日	国自安第 33号
改正	平成27年6月24日	国自技第 83号
改正	平成28年6月24日	国自安第 61号
改正	平成28年11月25日	国自安第 167号
改正	平成29年6月29日	国自技第 61号
改正	平成30年7月27日	国自安第 79号
改正	令和元年9月17日	国自安第 92号
改正	令和2年10月22日	国自技環第110号

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付け自保第151号。以下「交付要綱」という。）のうち、事故防止対策支援推進事業にかかる実施細目を以下のとおり定めるものである。

1. 用語

この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第4条第1項関係）

交付要綱第4条第1項の自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「1. 補助対象事業の種別」の欄には、「自動車運送事業の安全総合対策事業」と記入すること。
- (2) 「2. 補助対象事業の内容」の欄には、「社内安全教育の実施に対する支援」と記入すること。

なお、別紙5の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(3) 「3. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入し、別紙6の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(4) 添付書類

① 「5. (1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5. (2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。

② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～エの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4. の事項について記載した書類

イ 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援に限る。）

の交付を受けようとする者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（※）、または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

ウ 社内安全教育の実施に対する支援の交付を受けようとする複数の者が共同して申請する場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で取り決めた契約書

エ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等）

3. 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第4条第3項関係）

交付要綱第4条第3項の自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第1の4号様式）記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「1. 補助対象事業の内容」の欄には、次のいずれかを記入すること。

- ①先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- ②運行管理の高度化に対する支援
- ③過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

なお、①にあっては別紙1又は2、②にあっては別紙3、③にあっては別紙4の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(2) 「2. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

(3) 添付書類

① 「4. (1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「4. (2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条

又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。）

② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～カの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4.の事項について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの）

イ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸付料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）

ウ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

（財産処分の制限期間）

当該補助対象となる機器の貸し渡し先 補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者	特定旅客自動車運送事業者（補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が11名以上）	特定旅客自動車運送事業者（補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が11名未満）	貨物自動車運送事業者
先進安全自動車（ASV）	5年	5年	4年	5年	4年	4年
デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー、過労運転防止に資する機器等	5年	5年	5年	5年	5年	5年

エ 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類

カ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等）

③ 「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次のア～ウの書類とする。ただし、先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に係る申請において、このうちアの書類を添付することができないときは、アの書類に代えて補助事業に係る契約先からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日提出しなければならない。

ア 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類

（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

イ 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを証明する確約（ただし補助対象経費がアと同額であれば記載不要）

ウ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類（は「車両」とする。）

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

4. 補助対象事業実績報告書（交付要綱第13条関係）

交付要綱第13条の補助対象事業実績報告書（交付要綱第8号様式）の「3. 完了した補助対象事業の概要」には、「令和2年度自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙7の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

なお、別紙7に添付する「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は、次の(1)～(3)の書類とする。

(1) 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方

法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

(2) 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し

(3) 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車 両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

(4) 上記以外の参考書類

附則

1. 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領（自動車事故防止事業—都道府県バス協会の部）（平成9年5月30日付け自保第126号の2）は廃止する。

附則（平成16年4月7日付け国自総第13号）

1. この要領は、平成16年度の補助金から適用する。

附則（平成17年3月31日付け国自総第549号）

1. この要領は、平成17年度の補助金から適用する。ただし、2. (4)②ウの書類に記載するオムニバスタウン計画に係る成果目標については、平成17年度以降2か年度以上の計画期間を有しているオムニバスタウン計画及び平成17年4月1日以降に指定を受けるオムニバスタウン計画に係るものに限るものとする。

附則（平成18年3月31日付け国自総第597号）

1. この要領は、平成18年度の補助金から適用する。

附則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号）

1. この要領は、平成19年度の補助金から適用する。

附則（平成20年3月14日付け国自総第482号）

1. この要領は、平成20年度の補助金から適用する。

附則（平成21年5月18日付け国自旅第37号）

1. この要領は、平成21年5月18日から適用する。

附則（平成22年3月19日付け国自旅第327号）

1. この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附則（平成23年3月25日付け国自旅第229号）

1. この要領は、平成23年度の補助金から適用する。

附則（平成24年3月30日付け国自安第96号）

1. この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附則（平成25年5月15日付け国自技第15号）

1. この要領（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附則（平成25年7月30日付け国自技第78号）

1. この要領は、平成25年度の補助金から適用する。

附則（平成26年6月19日付け国自安第33号）

1. この要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附則（平成27年6月24日付け国自技第83号）

1. この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附則（平成28年6月24日付け国自安第61号）

1. この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附則（平成28年11月25日付け国自安第167号）

1. この要領は、平成28年度の補助金のうち、平成28年12月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（平成29年6月29日付け国自技第61号）

1. この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附則（平成30年7月27日付け国自安第79号）

1. この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附則（令和元年9月17日付け国自安第92号）

1. この要領は、令和元年度の補助金から適用する。

附則（令和２年10月22日付け国自技環第110号）

1. この要領は、令和２年度の補助金から適用する。